

生駒市訓令甲第7号

生駒市事務専決規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年6月29日

生駒市長 山下 真

生駒市事務専決規程等の一部を改正する訓令

(生駒市事務専決規程の一部改正)

第1条 生駒市事務専決規程(平成2年4月生駒市訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「の課長」の次に「、生駒山麓公園管理事務所長」を加える。

第51条の2の次に次の1条を加える。

(生駒山麓公園管理事務所長の専決事項)

第51条の3 生駒山麓公園管理事務所長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 生駒山麓公園(生駒山麓公園テニスコートを除く。)及び生駒山麓公園ふれあいセンターの維持管理に関する事。
- (2) 生駒山麓公園ふれあいセンターの使用許可に関する事。
- (3) 生駒山麓公園及び生駒山麓公園ふれあいセンターの使用料の徴収及び還付に関する事。

(生駒市情報セキュリティ対策基準の一部改正)

第2条 生駒市情報セキュリティ対策基準(平成19年12月生駒市訓令甲第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「花のまちづくりセンター」の次に「、生駒山麓公園管理事務所」を加える。

(生駒市行政企画会議規程の一部改正)

第3条 生駒市行政企画会議規程（昭和45年11月生駒市訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

別表都市整備・開発部会の項中「花のまちづくりセンター所長」の次に「、生駒山麓公園管理事務所長」を加える。

(生駒市行政改革推進本部設置要綱の一部改正)

第4条 生駒市行政改革推進本部設置要綱（昭和60年6月生駒市訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

別表都市整備・開発部会の項中「花のまちづくりセンター所長」の次に「、生駒山麓公園管理事務所長」を加える。

附 則

この規則は、平成21年7月1日から施行する。